

特別養護老人ホーム入所指針に関するQ & A

平成30年11月改定

神戸市福祉局

<p>〔概要〕</p> <p>問1 入所指針の目的や、概要は。</p> <p>〔申込み〕</p> <p>問2 申込者は、本人か家族か。</p> <p>問3 要介護認定の申請手続き中の者は、申込みは可能ですか。</p>	1
<p>問4 要介護1・2でも申込みは可能ですか。</p> <p>問5 平成27年3月までに、要介護1・2で申し込んでいましたが、改めて申込みをしなければなりませんか。</p> <p>問6 一度申し込めば、申込みはずっと有効ですか。申込み後に継続の手続きは必要ですか。</p> <p>問7 複数施設への申込みはできますか。</p> <p>問8 なぜケアマネジャーを通じて申し込まなければならないのですか。</p>	2
<p>問9 どのケアマネジャーを通じて申し込んだらいいのですか。</p> <p>問10 市外の人が申し込む場合にもケアマネジャーを通す必要がありますか。</p>	3
<p>問11 市外の施設に申し込む場合にもケアマネジャーを通す必要がありますか。</p> <p>問12 ケアマネジャーが入所調査票を記入するにあたっての審査や調査とは何ですか。</p> <p>〔入所基準〕</p> <p>問13 在宅サービスの利用率とは何ですか。</p> <p>問14 入所申込みの後、要介護度やサービス利用率等の申込内容が変化したのですが。</p> <p>問15 指針にある「施設の専門性」とは、具体的にはどのようなものですか。</p>	4
<p>問16 老々介護や介護疲れ等、指針による点数評価に反映しにくい事情がある場合、また、家族で介護を行ってきたため在宅サービスを全く利用していない場合はどうなりますか。</p> <p>問17 他の介護保険施設や病院等に入所・入院している場合、指針ではどのように評価されますか。</p> <p>問18 「知的障害・精神障害等とは、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者等」とありますが、手帳以外には何がありますか。</p> <p>〔申込者の調査〕</p> <p>問19 入所申込みの継続意思を確認する調査票が郵送されてきました。数年前の入所申込みをなぜ調査するのですか。申込みを辞退したいときはどうしたらいいのですか。</p> <p>問20 入所申込みの確認調査は、どのように行われるのですか。</p> <p>問21 入所申込みの確認調査票を記入するのが面倒であり、返送しなかったときは、どうなりますか。</p>	5
<p>〔評価結果・入所時期〕</p> <p>問22 入所指針の内容や、個人ごとの評価結果は教えてもらえますか。</p> <p>問23 入所時期の見込みは、教えてもらえますか。</p> <p>〔その他〕</p> <p>問24 入所指針についての問合せ先はどこですか。</p> <p>〔記載要領〕</p> <p>特別養護老人ホーム入所申込書・特別養護老人ホーム入所調査票（ケアネットに掲載）</p>	6

特別養護老人ホーム入所指針に関する Q&A

〔概要〕

問1 入所指針の目的や、概要は。

1. 介護保険制度の導入後、全国的な傾向と同様に、神戸市内においても、特別養護老人ホームの入所申込者が急増しました。これは「特養申込者急増」の新聞記事等をご覧になられて、「申し込んでもすぐ入所できない」との不安から早いうちに申込みをされる、いわゆる「予約的申込み」が増えたためと考えています。
2. このため、これまでの申込順を重視する入所決定方法では、入所の必要性の高い方が円滑に入所できなくなってきたことから、新たな入所決定方法の策定が望まれていました。
3. 必要な方に必要なサービスを提供できるようにするとともに、入所決定過程の透明性・公平性を図ることにより、市民の皆さまに「安心していただける」ことを主たる目的として、神戸市老人福祉施設連盟と神戸市が共同で入所指針を策定しました。
4. 指針の概要は、以下のとおりです。
 - ① 要介護度のほかに、認知症の程度や在宅サービスの利用状況、その他の個別の事情等を加えた総合評価の方式を採用しました。
 - ② 特別養護老人ホームの入所要件は、介護保険法により「身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な者」（平成11年3月31日厚生省令第39号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」と定められていることから、その要件を基に具体的な評価基準を定めました。
 - ③ ケアマネジャーの持つ豊富な経験や専門的知識を活かすことにより、適切なサービスの提供が図られるようにしました。
 - ④ 入所者の選考にあたっては、各施設に入所検討委員会を設置し、入所決定過程の透明性と公平性を担保するようにしました。
5. 国の介護保険制度の改正により、平成27年4月以降、特別養護老人ホームに新たに入所できる方が、原則として要介護3～5の方に限定されました。従いまして、要介護1・2の方は、平成27年4月以降、原則として新たな入所はできなくなりました。ただし、要介護1・2であっても、一定のやむを得ない事情があれば特例的な入所申込みが認められる場合があり、本市の指針においても必要な改定を行っています。

〔申込み〕

問2 申込者は、本人か家族か。

1. 申込者は、基本的にはサービスを受ける本人となります。
2. ただし、本人による申込みが困難な場合には、家族が本人の意思を確認したうえで、本人に代わって申込みを行うことが可能です。
3. 原則として、ケアマネジャーを通じて申込みを行っていただきます。（問8～問12をご参照ください）

問3 要介護認定の申請手続き中の者は、申込みは可能ですか。

1. 認定申請中、変更申請中、更新申請中の方については、原則として、その結果を待って申込みをしていただきます。

※自立、要支援1・2の方は、特別養護老人ホームの申込みはできません。

※要介護1・2の方は、問4以降をご参照ください。

問4 要介護1・2でも申込みは可能ですか。

1. 平成27年4月以降の新たな入所は、原則として要介護3～5の方に限定されます。
2. ただし、要介護1・2の方であっても、一定のやむを得ない事情があり、入所の必要性が高いと判定される場合に限り、特例入所申込みの対象となります。(なお、特例入所申込みの対象となっても、通常の申込みと同様に入所の選考が行われるため、優先的に入所できるわけではありません。)
(やむを得ない事情とは下記の①～④のいずれかに該当する場合をいいます。)
 - ① 認知症であって、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb以上であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること
3. 上記①～④のいずれかに該当し、かつ、入所指針の評価基準による一定点数(65点)によって判定します。(65点以上の場合、特例入所申込対象者に該当するものとします。)
4. 要介護1・2の方で入所指針の評価基準による一定点数(65点)に満たない場合であっても、施設が入所の必要性が高いと判断した場合は、特例入所申込みに応じるか否か、施設が神戸市の意見を聞くことがあります。

問5 平成27年3月までに、要介護1・2で申し込んでいましたが、改めて申込みをしなければなりませんか。

1. 1年に1回、入所申込の継続意思を確認する調査(手続き)を行いますので、要介護1・2の方については、その際に、特例入所申込みに応じるやむを得ない事情があるかどうか、また入所指針の評価基準による一定点数(65点)に満たしているかどうかなどを確認していただき、該当する場合には、改めて手続き等をしていただくこととなります。
なお、確認調査票の返送がなく、平成27年4月以降、一定期間(2年以上)入所申込みの継続意思が確認できない場合は、入所申込みを取消扱いとしますので、入所希望がある方は必ず返送してください。

問6 一度申し込めば、申込みはずっと有効ですか。申込み後に継続の手続きは必要ですか。

1. 1年に1回、入所申込みの継続意思を確認する調査(手続き)を行っています(問19～21参照)。確認調査票の返送がなく、平成27年4月以降、一定期間(2年以上)入所申込みの継続意思が確認できない場合は、入所申込みを取消扱いとしますので、入所希望がある方は必ず返送してください。
2. 申込み後に、要介護度等が変更となった、申込みを辞退したいなど状況が変わった場合は、必ず施設まで申し出を行ってください(問14参照)。

問7 複数施設への申込みはできますか。

1. 複数施設への申込みは可能です。
2. しかし、入所指針に基づいて入所の必要性が評価されるため、必要性が高い場合には比較的、短期間で入所できるようになること、また、施設も入所者の選考にあたり、地域性(居住地等)を考慮することが考えられるので、広域的に多くの施設に申し込まれる必要はないと考えています。

問8 なぜケアマネジャーを通じて申し込まなければならないのですか。

1. 介護保険制度では、特別養護老人ホームのほかに、リハビリや医療的ケアを必要とする方を対象とする老人保健施設や介護療養型医療施設があり、この他にも、要介護高齢者を対象とした介護型のケアハウスや認知症高齢者を対象としたグループホームなど、多様な入所施設があります。
2. また、施設に入所されるまでの間は、各種の在宅サービスを有効に活用していただき、適切な介護環境のも

とで、できるだけ在宅生活を継続していただくことが、介護保険の「在宅重視」の基本理念に沿うばかりでなく、申込者本人や家族にとっても大切なことと考えています。

3. このため、入所指針では、要介護度のほか、認知症の程度、在宅サービスの利用状況、特別に配慮しなければならない個別の事情等を総合的に判断して評価を行う仕組みとなっており、豊富な経験や専門的知識を有し、本人の状況を把握しているケアマネジャーを通じた申込みとすることにより、本人や家族にとってふさわしいサービスを受けていただけることにつながると考えています。
4. なお、本人や家族が直接、施設に申込書を提出することは可能ですが、この場合、申込書や入所調査票、その他の添付書類は本人や家族にご用意していただくことになります。

問9 どのケアマネジャーを通じて申し込んだらいいのですか。

現在受けているサービス等によって異なります。基本的には、申込者本人の状況を最もよく把握しているケアマネジャー等を通じてお申し込みいただきます。

1. 在宅サービスを利用している方は、ケアプランを作成している居宅介護支援事業者（えがおの窓口）のケアマネジャーを通じてお申し込みいただきます。
2. 在宅サービスを利用していない方で、
 - ① 今後（特別養護老人ホームに入所するまでの間）在宅サービスの利用を希望される場合は、居宅介護支援事業者（えがおの窓口）のケアマネジャーを通じてお申し込みいただきます。
 - ② 今後（特別養護老人ホームに入所するまでの間）も、在宅サービスを利用されない場合（担当のケアマネジャーがいない場合）は、本人や家族が直接、特別養護老人ホームに申し込むこととなります。申し込みについては入所を希望される特別養護老人ホームにお問い合わせください。なお、特別養護老人ホームについての概要や一般的なことについては、お住まいの住所地を担当する『あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）』や『えがおの窓口（居宅介護支援事業者）』にもお問い合わせいただけます。
※問い合わせや相談を受けたあんしんすこやかセンターやえがおの窓口は、（特養に入所するまでの間の）在宅サービスの利用促進についても必要な助言をお願いします。
3. 老人保健施設や介護療養病床等の介護保険施設、養護老人ホームやグループホーム等に入所されている方は、入所している施設のケアマネジャー等を通じてお申し込みいただきます。
※入所している施設にケアマネジャーがいない場合は、本人の状況を最も知っている相談員やケースワーカーが代わっていただいて結構です。
4. 一般病院に入院中の方は、本人の状況を把握している病院の医療ソーシャルワーカーなど病院の関係者を通じてお申し込みください。
《お願い》居宅介護支援事業者を変更した場合には、新しい事業所名・担当ケアマネジャー名、電話番号等を申込先の特別養護老人ホームに連絡してください。

問10 市外の方が申し込む場合にもケアマネジャーを通す必要がありますか。

1. 神戸市内の特別養護老人ホームに申し込む場合には、神戸市の指針が適用されます。これは市外の方が申し込む場合も同じです。（ただし、市外にお住まいの要介護1・2の方が「特例入所申込みの対象であるかどうか」についてのみ、居住する市町村（保険者）の意見が適用されます。）
2. 市外からの申込みについても、居宅介護支援事業者や施設のケアマネジャー等を通じてお申し込みいただきたいと考えています。
3. 市外の居宅介護支援事業者や施設のケアマネジャー等の協力が得られない場合には、本人又は家族等から直接、神戸市内の特別養護老人ホームに申込みを行っていただくことも可能です。

問11 市外の施設に申し込む場合にもケアマネジャーを通す必要がありますか。

1. 入所指針は、神戸市老人福祉施設連盟と神戸市で共同作成したもので、市外の施設では適用されませんが、ケアマネジャーを通じて申込先施設が所在する市町村に確認してください。

問12 ケアマネジャーが入所調査票を記入するにあたっての審査や調査とは何ですか。

1. 審査とは、申込書の内容に記載漏れや誤りがないかをご確認いただくことです。
2. 調査とは、入所調査票に記入するため、必要に応じて、訪問や面談・電話等を行い、本人の状態や家庭の状況等をご確認いただくことです。

〔入所基準〕

問13 在宅サービスの利用率とは何ですか。

1. 要介護度別の支給限度基準額（単位数）に対する、サービス利用票及び別表に記載された実際のサービス利用額（単位）の割合を言います。
2. 具体的には、直近3か月の実績の平均利用率をもとに評価します。

例1 7月に申込みをされる場合には、4月から6月までの平均利用率に基づきます。

例2 直近過去3か月以内に、新規に要介護認定を受けた場合（変更認定を除く）は、認定を受けた月以降の平均利用率とします。

例3 直近3か月間に、老人保健施設や病院等に入所・入院して1か月を通じて在宅サービスが利用できなかった月がある場合は、入所・入院していた期間以外の月の平均利用率となります。なお、入所・入院していた月の「サービス利用票及び別表」を作成しているときは、参考に添付するとともに、入所・入院のため在宅サービスを利用していない旨ならびに入院期間を記入してください。

例4 在宅サービスを受けていない月がある場合は、未利用月も含めた平均とします。

※ 在宅サービスが利用できるにもかかわらず、家庭の事情などの事由によりサービスを利用されていない場合等については、その旨を「担当ケアマネジャー記入欄」に記載してください。

3. 平均利用率の算出方法（例）

4月：要介護3（支給限度額 26,931 単位） 利用単位 15,500 単位

5月：要介護3（支給限度額 26,931 単位） 利用単位 17,300 単位

6月：要介護5（支給限度額 36,065 単位） 利用単位 20,800 単位 の場合

計算方法：(15,500+17,300+20,800) ÷ (26,931+26,931+36,065) =0.59603 → 60%（少数以下四捨五入）
（なお、支給限度額は平成30年度時点のもので算出しています。）

問14 入所申込みの後、要介護度やサービス利用率等の申込内容が変化した場合が。

1. 申込みの後に、指針の評価結果に影響を及ぼす大きな変化（要介護度や在宅サービスの利用率の変動等）が生じた場合には、添付書類を添えて特別養護老人ホームへ変更の申し出を行ってください。
2. この場合の添付書類は、「認定調査票（写）」、「被保険者証（写）」、「サービス利用票及び別表（写）」のうち、変更に関するものを提出してください。
3. 特に、申込み時には要介護3～5であった方が要介護1・2に変更となった場合には、特例入所申込みの対象に該当するか否かの確認が必要ですので、改めて申込書の提出をお願いします。
4. また、緊急に入所が必要となった場合には、「介護保険施設入所相談センター」にケアマネジャーを通じてご相談していただくことで、緊急入所が可能となる場合があります。

問15 指針にある「施設の専門性」とは、具体的にはどのようなものですか。

1. 認知症対応や医療的ケア体制の充実等を図っている場合などです。

問 16 老々介護や介護疲れ等、指針による点数評価に反映しにくい事情がある場合、また、家族で介護を行ってきたため在宅サービスを全く利用していない場合はどうなりますか。

1. 老々介護をはじめ家族の介護力等の問題については、家族構成や就労の状況等についても入所指針において、評価基準の在宅介護の困難性として点数配分を行います。
2. また、評価基準による客観的評価が困難な個別の事情については、入所申込書の介護者の意見欄や、入所調査票の「担当ケアマネジャー記入欄」に、家庭での介護が困難な実情等を記入してください。
3. 個別の事情については、施設の入所検討委員会で入所の必要性を総合的に勘案して選考者名簿を作成することで対応することとなります。

問 17 他の介護保険施設や病院等に入所・入院している場合、指針ではどのように評価されますか。

1. 他の介護保険施設や病院等に入所・入院されている場合は、介護の必要性を評価する項目として、入所・入院の期間を評価基準に規定しています。
2. 必要な情報の提供については、入所調査票の「担当ケアマネジャー記入欄」を活用するほか、電話連絡等にてお願いします。

問 18 「知的障害・精神障害等とは、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者等」とありますが、手帳以外には何がありますか。また、障害程度区分は、どのように確認しますか。

1. たとえば、医師の診断書、精神障害を事由とする障害年金証書、精神障害を事由とする特別障害給付金の証書、精神通院医療受給者証などがあります。知的障害・精神障害等の状況が確認できる書類等であることが必要です。
2. 障害程度区分は、障害福祉サービス受給者証か障害程度区分(変更)認定通知書の写しで確認してください。

〔申込者の調査〕

問 19 入所申込みの継続意思を確認する調査票が郵送されてきました。数年も前の入所申込みをなぜ調査するのですか。申込みを辞退したときはどうしたらいいのですか。

1. 入所者の自己負担額が変わったこと、また入所申込者や介護者の状況が変化していることが推測されることから、現在も継続して入所申込みの意思があるかを確認する必要があると考え、調査を行っていますので、ご協力をお願いします。
2. 入所申込みを辞退したときは、入所申込みを行った特別養護老人ホームに辞退の旨を連絡してください。

問 20 入所申込みの確認調査は、どのように行われるのですか。

1. 入所申込みをされてから一定の期間が経過したときに、施設から入所申込みの継続の意思確認及び入所申込者や介護者の状況を確認するための調査を行います。
2. 在宅の申込者の方には、神戸市特別養護老人ホーム入所申込者確認調査票(1)(2)を郵送しますので、必要な内容を記載した後、担当のケアマネジャーに調査票を渡して内容を記載してもらい、ケアマネジャーから入所申込みを行った特別養護老人ホームへ郵送してください。
3. 施設に入所されている申込者の方は、神戸市特別養護老人ホーム入所申込者確認調査票(1)(2)を郵送しますので、必要な内容を記載した後、入所されている施設のケアマネジャーに調査票を渡して内容を記載してもらい、ケアマネジャーから入所申込みを行った特別養護老人ホームへ郵送してください。

問 21 入所申込みの確認調査票を記入するのが面倒であり、返送しなかったときは、どうなりますか。

1. 入所申込みをされてから一定の期間が経過したときに、施設から入所申込みの継続の意思確認及び入所申込者や介護者の状況を確認するため調査を行っていますので、必ずご返送ください。
2. 確認調査票の記入については、担当のケアマネジャー(担当のケアマネジャーがいない場合は入所申込みを行った特別養護老人ホームのケアマネジャー)にご相談ください。

3. 確認調査票が返送されないと、入所申込みの意思が確認できないことだけでなく、入所申込者や介護者の状況についても確認できませんので、正確な評価ができないため評価を保留せざるを得ません。
4. 入所申込みを行っていただいても、評価ができなければ入所することができないことになります。
5. 一定期間（2年以上）確認調査票の返送がない場合は、入所申込みを取消扱いとします。

〔評価結果・入所時期〕

問22 入所指針の内容や、個人ごとの評価結果は教えてもらえますか。

1. 入所指針の内容は、希望される方にお示しできます。ただし、内容が専門的な部分もあるため、ケアマネジャー等からよく説明を受けてください。
神戸市のホームページにおいて指針を公開しています。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/index.html>
2. 個人ごとの評価結果（点数）については、入所指針の客観的基準であり、問合せがあればお答えできると考えていますが、入所の優先順位や時期についてはお答えすることができません。

問23 入所時期の見込みは、教えてもらえますか。

1. 入所時期の見込みについては、退所者がいつ頃、何名退所するかによって変化するため、これを予測することは困難です。また、後から入所の必要性の高い方が申し込んできた場合など、入所の優先順位が変わることがあります。

〔その他〕

問24 入所指針についての問合せ先は、どこですか。

1. 神戸市福祉局高齢福祉課（TEL078-322-5226）にお問い合わせください。